



防衛特別法人税に係る納付方法等について

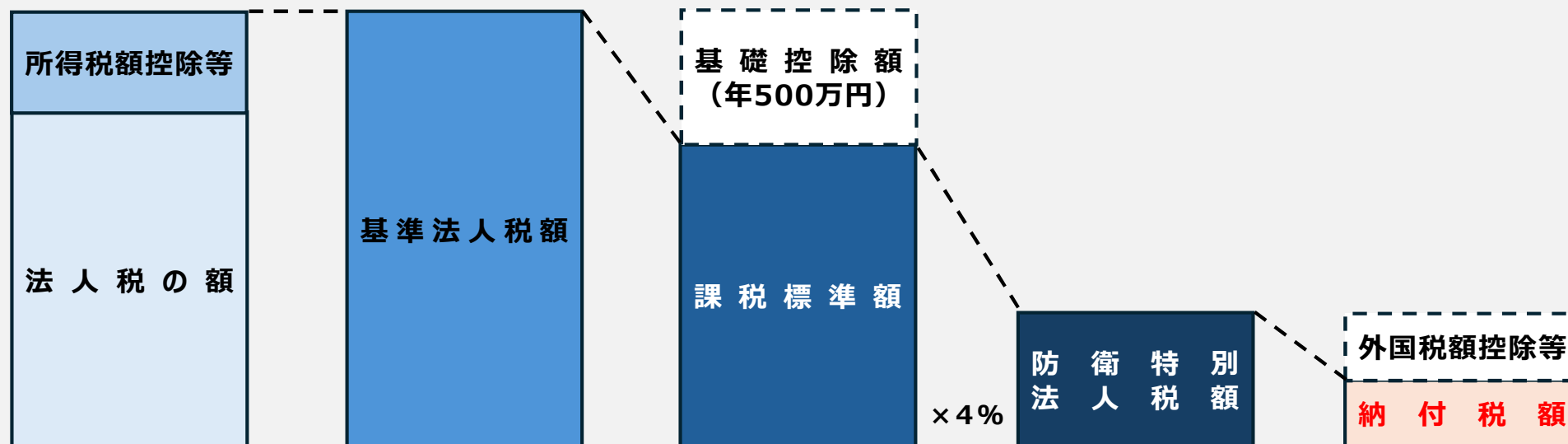
国税庁 管理運営課

令和 8 年 4 月

1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

- 令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）（令7改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。
- これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度から、法人税・地方法人税に加えて防衛特別法人税の申告・納付が必要となります。
- 新たな税目追加に伴う申告・納付に係る各種システム開発が必要であるところ、防衛特別法人税に係るシステム修正は、令和9年5月を予定しています。
- そのため、システム修正までの間、防衛特別法人税における電子納税等については、次頁以降の暫定的な納付方法でご対応いただきますようお願いいたします。
- なお、暫定的な納付方法は、令和8年4月1日以後開始事業年度の法人のうち、令和9年5月のシステム修正までの間に納付を行う法人（例えば、新たに設立された法人、決算期変更を行った法人など）が対象となります。

《防衛特別法人税（イメージ）》



1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

1. キャッシュレス納付（e-Taxからの納付）

- 令和9年5月までは、e-Taxで申告書を送信後にメッセージボックスに防衛特別法人税に係る「納付区分番号通知」が格納されないことから、「納付情報登録依頼」から以下の内容を入力いただき、「納付区分番号通知」を作成の上、納付をお願いします。
 - ・ 税 目：法人税（グループ通算法人の場合：法人税（通算））
 - ・ 申告区分：その他
 - ・ 本 税：防衛特別法人税の額
- なお、e-Tax（Web版）では、e-Taxで申告書を送信後にメッセージボックスに格納される「受信通知」から簡易に防衛特別法人税の「納付情報登録依頼」が作成される機能を提供します。

【受信通知からの納付情報登録依頼の実施（イメージ）】

【受信通知画面】

税目	防衛特別法人税
申告の種類	確定
差引確定防衛特別法人税額（※ 納付方法は備考欄要確認）	20,000,000 円
備考	HUBH4331:ダイレクト納付、ATMやインターネットバンキング等による電子納税、スマホアプリ納付、クレジットカード納付、コンビニ納付（Qコード）を行う場合や、自動ダイレクト対象を選択した場合、納付区分番号通知もあわせて確認ください。 HUBHood: 防衛特別法人税は、納付情報登録依頼から税目を「法人税」、申告区分を「その他」で選択し、納付してください。

① 防衛特別法人税「こちら」を押下すると、納付情報登録依頼画面へ税目、課税期間、申告区分、本税を自動で引継ぎますので、内容をご確認のうえ、納付してください。

【納付情報登録依頼画面】

項目名	入力内容
税目	法人税
課税期間(自)	令和9年 4月 1日
課税期間(至)	令和9年 3月 31日
申告区分	その他
中間区分	
中間納付回数	
本税	5,000,000円

③ メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から、各種納付手段を選択し、納付を行います。

- ① 防衛特別法人税の申告書(税額有)を送信した際に届く「受信通知」の備考欄下部に、防衛特別法人税の説明が記載されていますので、その文面の「こちら●」をクリックします。
 - ② 「税目」、「課税期間」、「申告区分」及び「本税」情報を引き継いだ状態で、「納付情報登録依頼」画面が表示されますので、内容を確認した上で、「送信」ボタンをクリックします。
 - ③ メッセージボックスに防衛特別法人税の「納付区分番号通知」が格納されますので、納付手段(※)選択し、納付を行います。
- (※)「ダイレクト納付」、「インターネットバンキング」、「クレジットカード納付」、「スマホアプリ納付」が選択可能です。

1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

2 キャッシュレス納付（e-Taxを経由しない納付）

➤ 令和9年5月までは、インターネットバンキング（入力方式）やクレジットカード納付（国税庁ホームページから納付）を利用して納付行う場合は、以下の内容を入力いただき、納付願います。

① インターネットバンキング（入力方式）

インターネットバンキング（入力方式）で納付する場合、次の「税目番号」、「申告区分コード」を使用し「納付区分（納付目的コード）」を作成してください。

- ・ 税目番号：「030」
- ・ 申告区分コード：9（その他）

※ 「収納機関番号（00200）」、「納付番号（利用者識別番号）」、「確認番号（納税用確認番号）」は従来どおりの内容を入力してください。

《記載例》 事業年度（令和8年4月1日から令和8年12月31日）確定申告分の納付区分（納付目的コード）

税目番号 「030」	+	申告区分コード 「9」	+	元号コード 「5」	+	課税期間 「080401」	=	「03095080401」
---------------	---	----------------	---	--------------	---	------------------	---	---------------

② クレジットカード納付（国税庁ホームページから納付）

- ・ 税目：法人税（グループ通算法人の場合：法人税（グループ通算・連結））
- ・ 申告区分：その他

《記載（イメージ）》

納付内容	
「源泉所得税及復興特別所得税」について、税務署からの納税の告知を受けていない方(納税告知書が届いていない方)は、こちらから手続きを行うことはできません。詳しくは源泉所得税(徴収高計算書)についてよくある質問をご確認ください。	
納付税目	必須 法人税
課税期間（自）	必須 令和 8 年 4 月 1 日
課税期間（至）	必須 令和 8 年 12 月 31 日
申告区分	必須 その他
本税	円

1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

3 グループ通算法人に係る一括ダイレクト機能（一括納付情報登録依頼）から納付する方法

- 令和9年5月までは、e-Tax(Web版)の一括ダイレクト機能を使用して、グループ通算法人に係る防衛特別法人税の納付を行う場合は、以下の手順で納付願います。

(手順)

- ① e-Tax(WEB版)の「一括納付情報登録」メニューを起動します。
- ② 通算グループ整理番号、事業年度(自)、(至)を入力の上、申告区分は「その他」を選択し、「抽出実行」ボタンをクリックします。
- ③ 「法人税(通算)」欄に防衛特別法人税額を、「地方法人税(通算)」欄に「0」を入力し、「一括納付情報登録」ボタンをクリックします。
- ④ その後、「申告・申請・納税」メニューの「グループ通算 一括納付情報照会・納付」から納付手続きをお願いします。

【一括納付情報登録依頼(イメージ)】

1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

4 納付書で納付する方法

▶ 令和9年5月までは、納付書で防衛特別法人税を納付する場合、以下のとおり記載の上、納付願います。

- ① 税目番号 … 「030」を記載（グループ通算法人の場合は「032」を記載）
- ② 税目 … 「防衛特別法人税」を記載（グループ通算法人の場合も同様）
- ③ 納期等の区分 … 課税事業年度を記載
- ④ 申告区分 … 該当する申告区分に○を記載
- ⑤ 徴定順位 … 「50」を記載

注1 徴定順位は、国税側で法人税と防衛特別法人税を判別するためのものです。記載されなかった場合でも納付は可能ですが、確認のため業務センター・税務署から連絡を差し上げることがあります。

2 税務署で防衛特別法人税に係る納付書を請求した場合は、上記①、②及び⑤を記載した納付書を交付します。

《記載（イメージ）》

The image shows a tax payment slip form with the following details:

- 納付書 (納付書):** Tax item number (税目番号) is 08030 (circled 1). Tax name (税目) is 防衛特別法人 (circled 2).
- 領収済通知書 (領収済通知書):** Fiscal year (納期等の区分) is 080401 (circled 3).
- 申告区分 (申告区分):** Declaration category is 12345679, with the number 5 circled (circled 4).
- 徴定順位 (徴定順位):** Assessment order is 50 (circled 5).
- 納付金額 (納付金額):** Total amount is ¥1234500.
- 住所 (住所):** 東京都千代田区霞が関3-1-1.
- 氏名 (氏名):** 株式会社 国税庁.
- フリガナ (フリガナ):** カブシキガイシャ コクゼイチョウ.

2. 猶予の申請方法とダイレクト納付による分割納付の手続について

防衛特別法人税について、納税の猶予、換価の猶予又はダイレクト分納を利用する場合は、税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を、申告区分に「その他」を、それぞれ選択してください。

《画面（イメージ）》

【猶予申請】

税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を選択する。

申告区分に「その他」を選択する。

【ダイレクト分納】

税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を選択する。

申告区分に「その他」を選択する。

3. 納税証明書の交付請求について

- e-Taxによる納税証明書の交付請求については、令和9年5月にシステム修正予定となりますので、それまでの間においては、書面によりお願いします。
- e-Taxによる納税証明書の交付請求に際し、代理人が作成する電子委任状については、令和9年5月に様式が変更される予定です。

つきましては、令和9年5月以降に代理人がe-Taxを利用して納税証明書の交付請求を行う場合は、新様式の電子委任状をご利用くださいますようお願いいたします。

(参考：納税証明書に係る電子委任状作成コーナー)

[https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF WEB OP/WP000/FCSETE010/SETES010SCR.do](https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF_WEB_OP/WP000/FCSETE010/SETES010SCR.do)